

令和四年法律第七十七号
「子ども基本法」

目次

第一章 総則（第一条～第八条）
第二章 基本的施策（第九条～第十六条）
第三章 こども政策推進会議（第十七条～第二十条）
附則 第一章 総則

(目的) この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができると、社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、國の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

第二条 (定義)

この法律において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講すべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われることの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、教育環境の整備

(基本理念)

第三条

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようとする。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保

護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障されること、教育にのつとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関する意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してもこどもの養育に関し十分な支援を行うことにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようになること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

この法律において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講すべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われることの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、教育環境の整備

(基本理念)

第三条

こども施策は、次に掲げる事項を基本理

策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならぬ。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第二百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する子どもの状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策に関する大綱）

二 子ども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

二 子ども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

二 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

二 こども大綱の定めによるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

三 条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めることのこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を認めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、こども大綱を公示しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について年次報告

(都道府県こども計画等)

第十一条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画）が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定め

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 都道府県こども計画は、都道府県子ども若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他の法令の規定により都道府県が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

3 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他の法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

4 (こども施策に対するこども等の意見の反映)

二 こども施策に関する支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

二 こども施策に対する支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

二 こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等

		に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
2	都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。	
3	都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。	
4	前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認められる者をもって構成する。	
	第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。	
2	都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
	第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。 (こども施策の充実及び財政上の措置等)	
第十六条	政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。	
2	会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (設置及び所掌事務等)	
	第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。 会議は、次に掲げる事務を作成すること。 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。	
	第三章 こども政策推進会議	
	第一条 (検討) (施行期日) この法律は、令和五年四月一日から施行する。	
	第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘査し、こども施策が基本理念につとつて実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのつとつたこども施策の一層の推進のために必要な方策につ	

いて検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3	会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
2	会長は、内閣総理大臣をもって充てる。 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するものうちから、内閣総理大臣が指定する者 (資料提出の要求等)
1	二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。 (政令への委任)
	第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。